

支え合いでいつまでも安心な暮らし

平成29年度

介護保険の状況

■問合せ 健康福祉課介護保険グループ (☎74-30011)

介護保険制度は、介護が必要になった高齢者などがサービスを利用したときに、利用料の9割（一定以上所得のある人は8割）を保険給付する制度です。

保険からの給付費は、65歳以上の人が納める介護保険料と40歳～64歳までの人の医療保険に加算される介護分を合わせて約半分、残りの約半分を国・道・町の負担金で賄っています。

超高齢社会の中、洞爺湖町では介護予防の普及などにより要支援・要介護の認定者数、介護給付額が平成29年度は減少していますが、今後75歳以上の高齢化人口が増加することで、相対的に要支援・要介護の認定者数が増加することが予想されます。

介護保険は、高齢者が安心して暮らせるように社会全体で支える仕組みになっています。皆さんの理解と協力をお願いします。

また、保険料の負担を軽減するため、一人ひとりができるだけ長く健康でいることも大切です。ぜひ、日頃から健康管理や適度な運動を心がけましょう。

介護保険の負担を抑えるためには、みんなが健康でいることが大切なんだね！



介護保険料

- ・徴収方法は、年金から天引きされる特別徴収、町から送付される納付書で納める普通徴収があります。
- ・介護保険料の平成29年度分の収入額は約1億7192万円で、収納率は99.22%でした。

介護保険被保険者数 (平成30年3月31日現在)

- ・第1号被保険者数 (65歳以上) **3,627人**

■要介護（支援）認定者数 (平成30年3月31日現在)

区分	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計 (前年度差)
認定者数 (人)	120	83	164	101	81	74	48	671 (-32)

■居宅介護サービス利用者数

(訪問介護、通所介護、短期入所、福祉用具貸与など)
(平成30年2月サービス提供分)

区分	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計 (前年度差)
受給者数 (人)	41	30	122	49	24	21	6	293 (-39)

■地域密着型介護サービス利用者数

(グループホーム、小規模特養、小規模通所介護など)
(平成30年2月サービス提供分)

区分	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計 (前年度差)
受給者数 (人)	0	0	32	18	17	15	5	87 (-5)

■施設介護サービスの利用者数

(平成30年2月サービス提供分)

区分	介護老人福祉施設 (特養)	介護老人保健施設	介護療養型医療施設	計 (前年度差)
受給者数 (人)	75	31	30	136 (+4)

■介護サービスの利用に対する保険給付費

サービスの種類	保険給付額
居宅サービス	2億2821万5803円
訪問サービス	5605万8057円
通所サービス	8326万1107円
短期入所サービス	1817万8413円
福祉用具・住宅改修サービス	1552万4709円
特定施設入居者生活介護サービス	1805万8080円
居宅介護支援・介護予防支援	3713万5437円
施設サービス	4億1359万3310円
地域密着型サービス	1億7146万2829円
その他の給付	8377万4972円
高額介護・医療合算サービス	2550万2322円
特定入所者介護サービス	5827万2650円
審査支払手数料	66万5738円
計	8億9771万2652円 (前年度差 - 4447万5155円)

※平成26年度介護保険法改正に伴い、平成29年度から一部の事業が地域支援事業へ移行。

■地域支援事業にかかった費用

地域支援事業は、高齢者の介護予防や介護が必要な状態になっても自宅で生活を続けられるように支援するための事業です。



事業の区分	費用額
介護予防事業 (介護予防教室など)	1771万9292円
包括的支援事業 (包括の運営、生活支援体制整備など)	3222万5214円
任意事業 (紙おむつなどの支給、適正化事業など)	158万9179円
計	5153万3685円 (前年度差 + 1131万5396円)

福祉用具を 借りることができます

■問合せ 健康福祉課介護保険グループ (☎ 74-3001)



介護が必要な状態になっても「できる限り住み慣れた家で暮らしたい」と願う人も多いと思います。住まいの環境を整備することや入浴や排泄つなどに用いる福祉用具を使用することによって、不便さや不自由さが解消されると、「できない」

ことが「できる」ようになり、心身の状態が改善することもあります。

日常生活の自立を助けるための福祉用具（次の品目）を借りることができます。

要介護4・5の人の対象品目

自動排泄処理装置 ※尿のみを吸引するものは要支援1・2、要介護1～3の人も利用できます

要介護2・3の人の対象品目

車いす（車いす付属品を含む）、特殊寝台（特殊寝台付属品を含む）、床ずれ防止用具、体位変換器、認知症老人徘徊感知機器、移動用リフト（つり具を除く）

要支援1・2、要介護1の人の対象品目

手すり（工事を伴わないもの）、スロープ（工事を伴わないもの）、歩行器、歩行補助つえ

平成30年度から

福祉用具貸与の制度が見直されました！

福祉用具を借りる場合は、同じ用具でも事業者によって仕入れ価格や経費が異なるため、レンタル料が異なります。しかし、実際にそのレンタル料が妥当な金

額なのか、わかりにくい面がありました。そこで、安心して福祉用具をレンタルできるように、おもにレンタル料の観点から見直されました。

1 福祉用具商品が複数示されます

→ 平成30年4月から

福祉用具専門員が、機能や価格帯が違う商品をいくつか示しますので、希望に沿った福祉用具を選びやすくなります。

2 全国平均貸与価格が公表されます

→ 平成30年10月から

商品ごとに全国的なレンタル料が調査され、レンタル料の全国平均額が公表されます。

3 レンタル料の上限が設定されます

→ 平成30年10月から

商品ごとにレンタル料の全国平均額から一定の範囲内での上限額が設定されます。

4 レンタル料の事業者価格と全国平均価格が示されます

→ 平成30年10月から

福祉用具専門相談員が、その事業者での貸与価格と全国平均貸与価格の両方を示して説明しますので、検討しやすくなります。